

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年12月9日(2021.12.9)

【公開番号】特開2021-129874(P2021-129874A)

【公開日】令和3年9月9日(2021.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2021-042

【出願番号】特願2020-27675(P2020-27675)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【FI】

A 6 3 F 5/04 6 2 0

A 6 3 F 5/04 6 5 1

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月26日(2021.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の開始条件の成立に基づいて当籤役を決定可能な役決定手段と、前記役決定手段により決定された当籤役に応じて特典の付与に関する判定を実行可能な判定手段と、

特別状態及び非特別状態を制御可能な状態制御手段と、を備え、

前記判定手段は、

前記非特別状態において前記役決定手段により決定された当籤役が第1役である場合には、第1条件で前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、且つ、前記非特別状態において前記役決定手段により決定された当籤役が前記第1役と異なる第2役である場合には、前記第1条件よりも遊技者に有利な第2条件で前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、

前記特別状態において前記役決定手段により決定された当籤役が前記第1役である場合には、前記第2条件で前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、

前記特別状態は、少なくとも、第1特別状態及び第2特別状態を含み、

前記第1特別状態と前記非特別状態との間で、前記判定手段による前記特典の付与に関する判定の条件が異なる当籤役である第1特別状態対応役と、

前記第2特別状態と前記非特別状態との間で、前記判定手段による前記特典の付与に関する判定の条件が異なる当籤役である第2特別状態対応役と、が設けられ、

前記第1特別状態対応役に含まれる当籤役と、前記第2特別状態対応役に含まれる当籤役との間では、少なくとも一部の当籤役が異なり、

前記状態制御手段は、前記第1特別状態に制御される条件、及び、前記第2特別状態に制御される条件の両方を満たした場合には、第3特別状態に制御可能であり、

前記判定手段は、前記第3特別状態では、前記第1特別状態対応役及び前記第2特別状態対応役に対して前記非特別状態より有利な条件で、前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、

前記特別状態において、前記非特別状態よりも有利な条件で前記特典の付与に関する判定が行われる当籤役である特別状態対応役のうち、少なくとも1種類の当籤役に対しては、前記判定手段による前記特典の付与に関する判定において、前記特典の付与が確定する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

また、従来、ノーマルモード又はスペシャルモードの上乗せ抽選テーブルを用いて A T の上乗せ抽選を行う遊技機が知られている（例えば、特許文献 1 参照）。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【特許文献 1】特開 2012 - 139262 号公報

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上述のように、従来、複数種の上乗せ抽選テーブルを使用して A T の上乗せを可能にする遊技機が知られている。しかしながら、上記特許文献 1 では、複数種の上乗せ抽選テーブルを用いても、内部当選役と上乗せ判定との関係性は各モードにおいて固定されており、上乗せ等の特典付与のパリエーションが限定的であった。また、パリエーションを増やすために抽選テーブルの数を増やすと、抽選テーブルのデータを格納するため膨大な記憶領域が必要となるという問題があった。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、上記課題を解決するためになされたものであり、本発明の目的は、特典付与に係るデータ量の軽減を図りつつ、特典付与のパリエーションを増やすことが可能な遊技機を提供することである。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

所定の開始条件の成立に基づいて当籤役を決定可能な役決定手段（例えば、後述の内部抽籤処理）と、

前記役決定手段により決定された当籤役に応じて特典の付与に関する判定を実行可能な判定手段（例えば、後述の各種出玉抽籤）と、

特別状態（例えば、後述のランプ点灯状態）及び非特別状態（例えば、後述のランプ非点灯状態）を制御可能な状態制御手段（例えば、後述の主制御基板 71）と、を備え、

前記判定手段は、

前記非特別状態において前記役決定手段により決定された当籤役が第1役（例えば、後述の「弱チェリー」に係る役）である場合には、第1条件（例えば、後述の「弱チェリー」に対する抽籤値）で前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、且つ、前記非特別状態において前記役決定手段により決定された当籤役が前記第1役と異なる第2役（例えば、後述の「強チェリー」に係る役）である場合には、前記第1条件よりも遊技者に有利な第2条件（例えば、後述の「強チェリー」に対する抽籤値）で前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、

前記特別状態において前記役決定手段により決定された当籤役が前記第1役である場合には、前記第2条件で前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、

前記特別状態は、少なくとも、第1特別状態（例えば、後述のAランプ点灯状態）及び第2特別状態（例えば、後述のEランプ点灯状態）を含み、

前記第1特別状態と前記非特別状態との間で、前記判定手段による前記特典の付与に関する判定の条件が異なる当籤役である第1特別状態対応役（例えば、後述の「ベル」、「はずれ」、「弱チェリー」、「強チェリー」に対応する役）と、

前記第2特別状態と前記非特別状態との間で、前記判定手段による前記特典の付与に関する判定の条件が異なる当籤役である第2特別状態対応役（例えば、後述の「レア役以外」、「弱レア役」、「強レア役」に対応する役）と、が設けられ、

前記第1特別状態対応役に含まれる当籤役と、前記第2特別状態対応役に含まれる当籤役との間では、少なくとも一部の当籤役が異なり、

前記状態制御手段は、前記第1特別状態に制御される条件、及び、前記第2特別状態に制御される条件の両方を満たした場合には、第3特別状態（例えば、後述のA&Eランプ重複点灯状態）に制御可能であり、

前記判定手段は、前記第3特別状態では、前記第1特別状態対応役及び前記第2特別状態対応役に対して前記非特別状態より有利な条件で、前記特典の付与に関する判定を実行可能であり、

前記特別状態において、前記非特別状態よりも有利な条件で前記特典の付与に関する判定が行われる当籤役である特別状態対応役のうち、少なくとも1種類の当籤役（例えば、後述の「確定役」に昇格する役）に対しては、前記判定手段による前記特典の付与に関する判定において、前記特典の付与が確定する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記構成の遊技機によれば、特典付与に係るデータ量の軽減を図りつつ、特典付与のパリエーションを増やすことができる。